

入札(契約)保証金について

1 入札保証金

(1) 入札説明書に記載しているとおおり、免除されなかった方は、入札に先立ち入札保証金の納付が必要ですので、必要な金額を納付してください。

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上が必要です。入札書記載金額との関係は、『入札書記載金額×110/100×5/100 以上（円未満切上）』となります。

[

(例) 入札書に 1,000,000 円と記入する場合
1,000,000 円×110/100=1,100,000 (契約金額)
1,100,000×5/100=55,000 円…入札保証金の最低額

]

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書(別添様式参照)により納付してください。

入札保証納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札に参加する場合 → 代表者印
- ・「代理人」が入札に参加する場合 → 委任状に押している印(代表者印は不要)

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際(契約保証金を免除するときは契約締結後)に還付します。

2 契約保証金

落札者は、契約額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、下記 3 (2) 等に該当する場合は免除されます。

3 免除

(1) 保険会社との間に**法人**を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

(2) 過去 15 年間において、**国及び地方公共団体等**と種類を同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」(別添様式参照)を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

- [
- ・入札(契約)保証金免除申請書の提出期限：事前提出書類と同じ
 - ・申請書の審査結果は、入札日までに通知する予定
-]